

入札説明書

令和7年度補正 保安林総合改良事業
第補6号

令和 8年 2月

奈良県南部農林振興事務所

入 札 説 明 書

入札公告に基づく安全管理確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札の手続き

(1) 入札書等の提出について

ア 入札書は、郵便により提出してください。

イ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 一度提出された入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 安全管理確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

4 落札者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、入札事務に関係のない職員に「くじ」を引かせます。

(3) 開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び安全管理確認調査を行ったうえで落札者を決定します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は安全管理確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認及び安全管理確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

5 競争入札参加資格の確認及び安全管理確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、安全管理確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び安全管理確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により安全管理確認調査書類を提出してください。提出書類に基づき聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

聞き取り調査には、入札責任者と配置予定技術者の出席を要します。

(1) 安全管理確認調査書類

ア 安全管理確認調査報告書	様式1
イ 工程計画	様式2
ウ 配置予定技術者名簿	様式3
エ 安全管理計画	様式4

* 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必要に応じて添付してください。

* 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ、提出してください。

* 下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

(ア) 安全管理確認調査に協力しない場合

(イ) 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

(ウ) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

(エ) 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

* 期限までに提出されない場合は失格となります。

* 次順位以降の者が落札候補者となった場合、安全管理確認調査書類の提出期限は、別途指示します。

(4) 提出方法 持参により提出してください。

(5) 提出書類の作成等

- ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- イ 提出書類は、入札参加資格の確認及び、安全管理確認調査以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

6 技術者、現場代理人の配置

落札者は、5の（1）のウに定める資料に記載した配置予定技術者及び現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

7 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を9の（2）に記載の提出先に電子メールで提出してください。

8 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

9 関連情報を入手するための照会窓口

（1）契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒637-0006

奈良県五條市岡口1丁目3番1号(奈良県五條総合庁舎3階)

奈良県南部農林振興事務所 総務企画課総務企画係

電 話 0747-32-8312

（2）「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先（落札者のみ）

〒637-0006

奈良県五條市岡口1丁目3番1号(奈良県五條総合庁舎3階)

奈良県南部農林振興事務所 総務企画課総務企画係

電 話 0747-32-8312

メールアドレス snorin@office.pref.nara.lg.jp